

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	ニセコ町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.niseko.lg.jp/kurashi/seikatsu/post_118.html

執行機関名 ニセコ町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年ニセコ町条例第10号)による小児医療費の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		ニセコ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第1の項 ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年ニセコ町条例第10号)による小児医療費の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第2条、3条	ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第10号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第二条 国及び地方公共団体は、 <u>児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</u> 第三条 前二条に規定するところは、 <u>児童の福祉を保障するための原理</u> であり、この原理は、 <u>すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。</u>	第1条 この条例は、法令に定めのあるもののほか、ニセコ町の子どもに対し、医療費の一部をその保護者に助成することにより、 <u>疾病の早期発見、早期治療を行い、もって子どもの健康保持の増進に資するとともに、児童福祉の向上を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第10号) ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年規則第2号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例第5条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	子どもの保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例第3条第1号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)若しくは医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例第3条第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、その保護者(児童福祉法第十九条の三第一項の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る市町村民税に関する情報
備考		